



# 庄内赤川

S H O N A I - A K A G A W A



国営赤川二期事業による赤川頭首工改修工事

## 主な内容

- ◆ ごあいさつ ..... 2
- ◆ 広報発行に寄せて ..... 3
- ◆ 第11回通常総代会 ..... 4
- ◆ 平成27年度の主な事業 ..... 5
- ◆ 平成27年度賦課金及び賦課徴収方法 ..... 7
- ◆ 平成27年度決済金について ..... 8
- ◆ 試験通水について・水利権について ..... 10
- ◆ 国営赤川二期農業水利事業について ..... 12



平成27年5月発行

## 受益面積及び組合員数

(平成27年4月現在)

市町村名	鶴岡市					酒田市	三川町	庄内町	計
	鶴岡地区	朝日地区	櫛引地区	羽黒地区	藤島地区				
受益面積 (ha)	4,695.4	253.4	1,903.5	682.3	911.1	826.5	2,098.8	0.4	11,371.4
組合員数 (人)	2,032	145	778	377	362	645	841	18	5,198

発行所：鶴岡市馬場町7番35号  
庄内赤川土地改良区  
編集者：総務部総務企画課  
URL：http://www.shonaiakagawa.jp  
E-mail：info@shonaiakagawa.jp

## ごあいさつ

風薫る新緑の季節となりました。

皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃本区運営につきまして多大なご理解とご協力を賜っておりますことに心より感謝申し上げます。

今年の冬は、二月以降の高温とそれに伴い積雪も近年まれにみる少なさとなり、四月に入ってから高温、好天が続き、例年より一足早く春の農繁期が一段落を終えた頃かと存じ上げます。今後も安定した天候に恵まれ、稔り豊かな秋を迎えられることを願うところであります。

平成22年度より施行中の国営赤川二期事業につきましては、今年で実施6年目を迎え、平成27年度においては、当初予算15億円が計上され、前年度からの継続工事である赤川頭首工及び東1号幹線水路の改修に加え、小水力発電所の建設、東五ヶ村用水路の改修等が新たに着工される予定であります。今後事業も終盤に向かっていくわけですが、私どもといたしましても、改めて本事業による地域農業生産基盤強化の重要性を訴えながら、国県予算等の十分な確保のための努力を惜まず、また赤川農業水利事業所をはじめとする関係各位からのご協力と、関係組合員皆様のご理解、ご協力を賜りながら事業の推進と早期完成に努めて参りたいと考えております。

昨今、日本の農業政策は大きな転換期を迎えております。将来的な国の農業強化を目指し様々な国策が施されていますが、米作を中心とする私どもにとりましては決して期待や安心を与えてもらえる改革がなされていないのが現状であります。農業の再生に向けては、農業の保護策と担い手重視の競争力強化策の双方が必要不可欠ですが、現在の農政は後者に対しより大きなウェイトを置く方向性であり、生産調整や関税保護等についてもさらに有効な施策を講じていただき、双方のバランスが取れた農政が展開されなければならないものと考えられます。私どもといたしましても、地域農業の発展のため、今後一層、国や県への要請活動等を通して地域農業の現状や生産者の声を伝えていかなければならないものと痛感しております。

平成27年度の本区関連事業に関しましては、県営農業水利施設保全合理化事業（広野地区）、県営経営体育成基盤整備事業（たらのきだい地区）、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（大泉地区、京田栄地区）、県営農村地域防災減災事業（沖堰地区、京田川地区）、県営地域用水環境整備事業（庄内赤川地区）など、多くの県営事業に加え、農業基盤整備促進事業などの団体営事業が予定されております。本年度は県営事業の予算配分も非常に厳しい状況のようですが、今後も事業予算の確保と事業早期完了に努めて参る所存でありますので、組合員皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、組合員皆様のご健康とご多幸、そして、事故災害なく五穀豊穡となりますことを祈念いたしまして、広報「庄内赤川」発行にあたりご挨拶といたします。

庄内赤川土地改良区

理事長

渡部 敏 美



旧中川堰（鶴岡市馬渡）



## 広報発行に寄せて

庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より赤川二期農業水利事業の推進につきまして、多大なご協力ご理解を賜り心から厚く御礼申し上げます。

私事ですが、鶴岡での生活も春夏秋冬のひと通りの四季を体験し、その素晴らしさを実感しつつ2年目を迎えました。昨年11月、鶴岡市はユネスコ創造都市ネットワーク食文化部門に日本で唯一認定されました。庄内地域にはそのような食の豊かさ、それを育てきた肥沃な大地、それを潤す清冽な赤川の水、日本海から吹く暖かい風、月山、鳥海山に囲まれた豊かな自然、そして長い歴史に培われた農業技術等、知れば知るほど触れれば触れるほど赤川二期事業における自らに課せられた使命感が沸々と満ち溢れてきます。

本事業も足かけ6年目を迎え、事業量及び事業費面でも平成26年度末時点で5割を超えまさにピークを迎えております。昨年度は赤川頭首工の改修工事、西1号、東1～3号幹線水路の改築・補修工事、水門設置工事など21件(約26億円)を地元建設業者の皆様が発注し実施しました。今年度は約20億円(繰越含む)の予算をもって、引き続き赤川頭首工の改修工事に加え小水力発電施設の建設工事、東1号幹線水路の補修工事などを実施する予定ですので、関係の多くの皆様にはご不便ご迷惑をおかけすることと思いますが、何卒、本事業へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

このような中、農林水産省は農政の大転換を図るため『農林水産業・地域の活力創造プラン』や『新たな食料・農業・農村基本計画』の下で各種施策を実行し、『強い農業』と『美しく活力ある農村』の実現に向けて取り組んでいます。赤川農業水利事業所も地方機関としての力をフルに活用し、「現場に伝える」、「現場から汲み上げる」、「現場とともに解決する」という現場と農政を結ぶ機能を充実させ、関係機関とも密接に連携し農政改革を推進しますので、豊かな庄内農業の将来のために地元の皆様の熱い想いに一歩でも近づき身近なお付き合いをさせて頂きたいと思っております。

これにむけて、昨年来、事業所職員一丸となって取り組んでいるのが、『たまごキャッチボールの心で、顔の見える温もりを感じられる農政の実践』、『何事にもアグレッシブであれ!』、『絶え間なき斬新』です。今年も庄内地域の農業農村の益々の発展のため『明るく・笑顔で・前向きに』の心で事業推進に努めますので、引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、庄内赤川土地改良区の益々のご繁栄をお祈り申し上げご挨拶とさせていただきます。

東北農政局 赤川農業水利事業所

所長

馬籠剛一様



この冬は、置賜はじめ内陸では、近年にない大雪となりましたが、お陰様で庄内は、大雪もなく穏やかな春を迎えております。内陸や山間部には平年以上の雪が降っており、水不足の心配も無いと思われ、今年は、災害もなく爽やかな秋を迎えられますようお願いしております。

昨年の米価・概算金下落に伴い、農家の皆さん・農業関係者にとっては、大変な状況と承知しております。国や県・市町でも米価下落の緊急対策として、各種支援を打ち出しておりますが、根本的な解決に繋がるものではないと思っております。今、農家の皆さんは、不透明感から将来に不安を抱いているのであって、これからの農業、米作りが国の施策として、どうなっていくのか、それが見えない。何を目指せば良いか見えない、そこを何とかして欲しい、が実態ではないでしょうか。

近い将来、生産調整支援策の廃止や、TPP合意が進めば、将来、米・食糧の自由化、米価がどこまで下がるかわからない、そういう中での対策として、米価を下げるためコスト削減というが、本当にそれだけで将来が大丈夫なのか、経営として成り立つのか?疑問に感じている方は多いと思っております。農業に関しては、食糧安保、国土保全の観点から、ある程度の所得補償が必要との考え方があります。しかし、国民的理解が必要であり、かなりの時間を要することが予想されます。だからといって、その間、老朽化する水利施設をそのままにしておくこともできません。水利施設が機能をなくして、農業用水が使えなくなるとは、農業の将来も何もありません。いくら厳しい情勢でも、我々としては、土地改良事業を継続的に実施して水利施設・農業用水は守っていかなければなりません。県としても皆さんと協力して事業推進に頑張っておりますので宜しくお願いします。

庄内・本土地改良区管内は、日本の土地利用型農業・米作りのトップランナーです。是非、農業農村の厳しい現状と、皆さんの考える未来のあるべき日本の米作り・農業農村のあり方を、国などに伝え、米作りの日本のモデル地域として、この地から、制度創設・施策展開を提言、情報発信していかなければならないと思っております。また、我々が、今すぐできる事は、何かを考えますと、まず米を食べる県民運動・国レベルの運動展開をして、米の消費拡大を図ることが大きな1つではないかと考えています。昭和30年頃は1人2俵、それが、現在は、半分の1俵を割りました。そして、4割の生産調整をしています。かつての4分の1、半俵30キロの消費を取り戻したら、あくまでも数字上の話ですが、転作は必要ないこととなります。消費者がいらないと言うものを、単価を低くして採算を考えるのは、経済セオリーとしておかしいと指摘もあります。国内消費、米市場の拡大、日本食が見直される時代となり、お米を食べる食生活の推進、また、食糧不足の国、安全安心な米を望む人々も多くあり、輸出も消費拡大策のひとつかもしれません。全体の米のパイ・需要を増やす側面からも、県も皆さんも一緒になって取り組んでいく必要があると考えています。

庄内赤川土地改良区が、これからの庄内農業、山形の農業を牽引すべく、ご尽力いただき、益々庄内地域が元気になることを心からご期待申し上げます。

庄内総合支庁産業経済部

農林技監

森屋孝様



## 第11回通常総代会

平成27年3月19日、第11回庄内赤川土地改良区通常総代会を開催し、総代73名出席のもと、議長に大瀧 敦総代、副議長に諏訪部 清総代を選出し、次の事項を審議し可決されました。

### ◇付議事項

- 承認第3号 専決処分の承認について
- 承認第4号 会計細則一部改正の承認について
- 議 第3号 規約の一部改正について
- 議 第4号 特別会計の廃止について
- 議 第5号 長期借入金（広野地区）について
- 議 第6号 長期借入金（たらのきだい地区）について
- 議 第7号 農業基盤整備促進事業の実施について
- 議 第8号 土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について
- 議 第9号 平成27年度一般会計収入支出予算について
- 議 第10号 平成27年度（特別会計）青龍寺川地区共通事業費収入支出予算について
- 議 第11号 平成27年度（特別会計）中川地区共通事業費収入支出予算について
- 議 第12号 平成27年度（特別会計）天保大川地区共通事業費収入支出予算について
- 議 第13号 平成27年度（特別会計）八沢川地区共通事業費収入支出予算について
- 議 第14号 平成27年度（特別会計）団体営土地改良事業費収入支出予算について
- 議 第15号 平成27年度（特別会計）県営赤川圃場整備事業費収入支出予算について
- 議 第16号 平成27年度（特別会計）鶴岡西部県営圃場整備事業費収入支出予算について
- 議 第17号 平成27年度（特別会計）押切地区事業費収入支出予算について
- 議 第18号 平成27年度（特別会計）広野地区事業費収入支出予算について
- 議 第19号 平成27年度（特別会計）大泉地区維持管理事業費収入支出予算について
- 議 第20号 平成27年度（特別会計）東郷堰地区維持管理事業費収入支出予算について
- 議 第21号 平成27年度（特別会計）県営たらのきだい地区圃場整備事業費収入支出予算について
- 議 第22号 平成27年度（特別会計）赤川地区共同管理費収入支出予算について
- 議 第23号 平成27年度（特別会計）農地維持受託事業費収入支出予算について
- 議 第24号 平成27年度（特別会計）地区除外決済金収入支出予算について
- 議 第25号 平成27年度（特別会計）職員退職給与資金収入支出予算について
- 議 第26号 平成27年度（特別会計）財政調整積立金収入支出予算について
- 議 第27号 平成27年度（特別会計）総代役員退任慰労金収入支出予算について
- 議 第28号 平成27年度区費賦課徴収方法について
- 議 第29号 平成27年度地区除外決済金について
- 議 第30号 一般会計及び特別会計一時借入金について
- 議 第31号 経営安定対策基盤整備緊急支援事業計画の変更について
- 議 第32号 事業費（個人）の一括繰上償還について
- 議 第33号 指定金融機関等について

### ◇報告事項

監報告第2号 平成26年度第2回定例監査報告



副議長 諏訪部 清 総代

議長 大瀧 敦 総代



（右から）来賓：馬籠所長、森屋技監、遠藤課長

# 平成27年度の主な事業

## 【特別会計】青龍寺川地区共通事業費

■維持管理費			
・用水費（刈払費・浚渫費・工事費等）	18,255千円	・揚水機場費（電力料・賃金・工費費等）	7,268千円
・管理費（水利運営協議会交付金等）	6,332千円	・適正化事業費（事業拠出金・事業費等）	197千円
■受託費			
・沖堰排水機場管理業務受託	2,850千円	・尾花排水機場管理業務受託	3,090千円
■事業分担金			
・国営造成施設県管理事業地元分担金（赤川頭首工）	1,070千円	・基幹水利施設管理事業地元分担金（赤川用水機場、西1号幹線用水路）	1,270千円
・水利施設整備事業地元分担金	15,000千円	・農業基盤整備促進事業（畑地化）地元分担金（鶴岡中部、鶴岡西部、京田栄、三川地区）	4,400千円

## 【特別会計】中川地区共通事業費

■維持管理費			
・用水費（刈払費・浚渫費・工事費等）	24,635千円	・揚水機場費（電力料・賃金・修繕費等）	10,690千円
・排水費（刈払費・浚渫費・工事費等）	8,243千円	・管理費（水利運営協議会交付金等）	9,332千円
・適正化事業費（事業拠出金・事業費等）	3,020千円		
■事業分担金			
・国営造成施設県管理事業地元分担金（赤川頭首工）	759千円	・基幹水利施設管理事業地元分担金（赤川用水機場、西1号幹線用水路、東3号幹線用水路）	1,742千円
・農村地域防災減災事業地元分担金（京田川地区）	6,200千円		
■農業基盤整備促進事業費	10,100千円		

## 【特別会計】天保大川地区共通事業費

■維持管理費			
・用水費（刈払費・浚渫費・工事費等）	24,133千円	・揚水機場費（電力料・賃金・工費費等）	3,807千円
・排水費（刈払費・浚渫費・工事費等）	4,583千円	・管理費（水利運営協議会交付金等）	2,992千円
・適正化事業費（事業拠出金等）	950千円	・整備工事費（施設整備小規模工事費等）	10,000千円
■受託費			
・立岩、東岩本、天狗森地区地すべり防止施設管理受託	210千円	・農道管理業務受託	3,704千円
■事業分担金			
・国営造成施設県管理事業地元分担金（赤川頭首工）	125千円	・基幹水利施設管理事業地元分担金（赤川用水機場、西1号幹線用水路）	149千円
・農村災害対策整備事業地元分担金（大川堰地区）	1,600千円	・地域用水環境整備事業地元分担金（田沢用水路小水力発電）	9,000千円
■農業基盤整備促進事業費	1,400千円		

## 【特別会計】八沢川地区共通事業費

■維持管理費			
・用水費（刈払費・浚渫費・修繕費等）	13,592千円	・揚水機場費（電力料・賃金・修繕費等）	31,408千円
・ため池費（賃金・修繕費等）	1,424千円	・排水費（刈払費・修繕費等）	60千円
・管理費（水利運営協議会交付金等）	3,725千円	・適正化事業費（事業拠出金等）	1,408千円
・整備工事費	800千円		
■受託費（農道管理業務受託）	3,101千円	■農業基盤整備促進事業費	6,100千円

## 【特別会計】団体営土地改良事業費（青龍寺川地区、天保大川地区）

■施設維持管理事業費（八ツ興屋地区排水路浚渫作業等）	82千円
----------------------------	------

## 【県営赤川圃場整備事業費】（青龍寺川地区、中川地区、天保大川地区）

■施設維持管理事業費			
・用水費（刈払費・浚渫費・工事費等）	16,884千円	・揚水機場費（電力料・賃金・工事費等）	7,125千円
・排水費（刈払費・浚渫費・工事費等）	13,421千円	・適正化事業費（事業拠出金・事業費等）	755千円
・整備工事費（青龍寺川地区）	19,001千円		
■受託費（農道管理業務受託）（青龍寺川地区、中川第5-1、第5-2事業区）	8,437千円	■農業基盤整備促進事業費（青龍寺川地区、中川第5-1、第5-2事業区）	13,200千円

## 【鶴岡西部県営圃場整備事業費】（青龍寺川地区）

■施設維持管理事業費			
・揚水機場費（電力料・賃金等）	74,135千円	・整備工事費（整備工事費・刈払費等）	20,798千円
・適正化事業費（事業拠出金・事業費等）	1,001千円		
■事業分担金			
・農村地域防災減災事業地元分担金（沖堰地区）	564千円		
■受託費（農道管理業務受託）（第4事業区共同地区、第6事業区共同地区）	7,066千円	■水利施設整備事業費	36,192千円

## 【押切地区事業費】（中川地区）

■施設維持管理事業費			
・水路費（刈払費・浚渫費・工事費等）	4,092千円	・揚水機場費（電力料・賃金・修繕費等）	18,459千円
・適正化事業費（事業拠出金等）	11,188千円		
■受託費（農道管理業務受託）（第6事業区）	708千円	■農業基盤整備促進事業費	2,801千円



【広野地区事業費】（中川地区）

■施設維持管理事業費			
・水路費（刈払費・工事費等）	11,493千円	・揚水機場費（電力料・賃金・修繕費等）	6,362千円
・農道管理事業費（農道補修費）	600千円		
■事業分担金			
・農業水利施設保全合理化事業地元分担金	60,000千円		

【大泉地区維持管理事業費】（青龍寺川地区）

■施設維持管理事業費	
・施設維持管理事業費（刈払費・賃金・工事費等）	5,182千円

【東郷堰地区維持管理事業費】（青龍寺川地区）

■施設維持管理事業費			
・揚水機場費（電力料・賃金・修繕費等）	19,212千円	・水路費（刈払費・賃金・修繕費等）	7,438千円
・適正化事業費（事業拠出金・事業費等）	4,797千円		
■受託費（農道管理業務受託費）	1,200千円	■農業基盤整備促進事業費	3,100千円

【県営たらのきだい地区圃場整備事業費】（天保大川地区）

■事業分担金（圃場整備事業実施設計費分）	27,675千円	■受託費（圃場整備事業換地業務受託事業費）	5,000千円
----------------------	----------	-----------------------	---------

【赤川地区共同管理費】

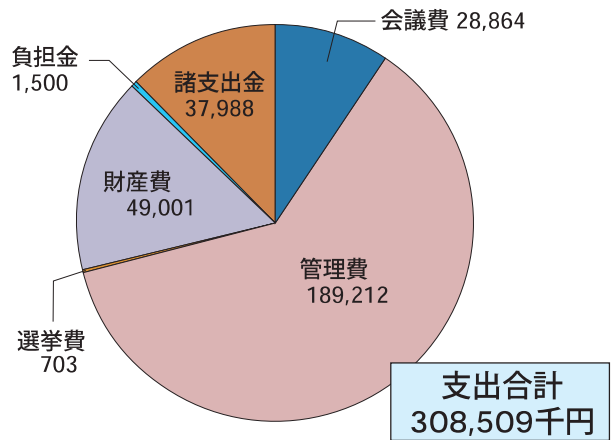
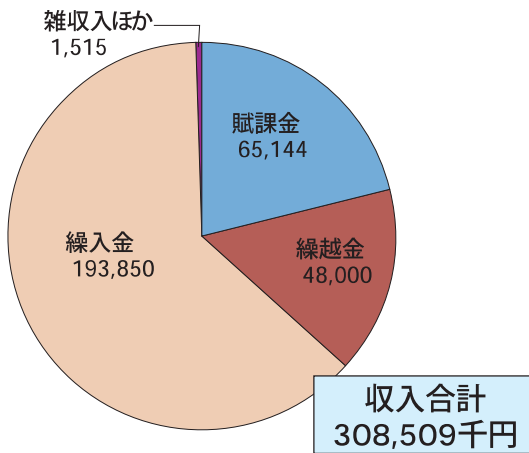
■維持管理事業費			
◎利水費	38,052千円		
・赤川頭首工費	16,819千円	・赤川用水機場費	8,593千円
・成沢川排水路費	270千円	・大鳥ダム及び熊出堰頭首工費	855千円
・東1号幹線用水路費	1,325千円	・西1号幹線用水路費	10,190千円
◎水源涵養林費	2,889千円		
◎管理費	1,000千円		

【農地維持受託事業費】

■受託事業費	3,820千円
--------	---------

## 平成27年度予算

### ■一般会計（単位：千円）



### ■特別会計（単位：千円）

会計区分	予算額	会計区分	予算額
1. 青龍寺川地区共通事業費	141,463	10. 大泉地区維持管理事業費	11,748
2. 中川地区共通事業費	133,341	11. 東郷堰地区維持管理事業費	45,931
3. 天保大川地区共通事業費	111,440	12. 県営たらのきだい地区圃場整備事業費	33,226
4. 八沢川地区共通事業費	95,502	13. 赤川地区共同管理費	121,357
5. 団体営土地改良事業費	10,616	14. 農地維持受託事業費	4,002
6. 県営赤川圃場整備事業費	121,965	15. 地区除外決済金	673,938
7. 鶴岡西部県営圃場整備事業費	212,519	16. 職員退職給与資金	130,840
8. 押切地区事業費	50,679	17. 財政調整積立金	1,479,114
9. 広野地区事業費	106,918	18. 総代役員退任慰労金	6,208
		特別会計 18会計 合計	3,490,807

# 平成27年度賦課金及び賦課徴収方法

賦課期日：平成27年4月1日現在の土地原簿記載地積により賦課する。

徴収期限：（第1期）平成27年5月31日・（第2期）平成27年10月31日

納付場所：JA（鶴岡市・庄内たがわ・庄内みどり・酒田市袖浦）の各本所・支所・支店、荘内銀行本支店・出張所、山形銀行・きらやか銀行の各支店、鶴岡信用金庫本支店、本土地改良区

口座振替日：第1期 6月1日（月）・第2期 11月2日（月）

事業コード	事業名	10a当 賦課金	前年度比較	賦課割合		備考		
				第1期	第2期			
<b>■一般会計</b>								
0101	一般賦課金（運営事務費）	600	—	50%	50%			
<b>■（特別会計）青龍寺川地区</b>								
0201	青龍寺川地区共通事業費（維持管理費）	1,100	—	50%	50%			
0202	〃（赤川管理費）	820	—					
1101	団体営事業費（西荒屋圃場整備）	一筆ごと	—	30%	70%			
1201	県営赤川圃場費（維持管理費・青龍寺川地区）	1,980	—					
1301	鶴西県圃場費（維持管理費・第3事業区・湯田川【A】）	5,500	—					
1302	〃（維持管理費・第3事業区・湯田川【B】）	2,000	—					
1312	〃（事業費・第4-1事業区・大泉西）	2,800	—					
1321	〃（維持管理費・第6事業区・京田、栄）	5,000	—					
1322	〃（維持管理費・第4事業区・大泉）	4,800	—					
1601	大泉地区管理費（共同地区）	400	—				50%	50%
1602	〃（岡山地区）	530	—					
1701	東郷堰地区管理費（東郷堰地区）	4,500	—					
1702	〃（門前単独地区）	6,000	—					
1703	〃（尾花開田単独地区）	7,900	—					
1704	〃（成田開田単独地区）	800	—					
1721	門前地区基盤整備費	4,400	—	30%	70%			
<b>■（特別会計）中川地区</b>								
0301	中川地区共通事業費（維持管理費）	2,000	—	50%	50%			
0302	〃（赤川管理費）	720	—					
1211	県営赤川圃場費（維持管理費・第5-1事業区）	1,550	—	30%	70%			
1212	〃（維持管理費・第5-2事業区）	4,000	—					
1213	〃（事業費・第5-2事業区）	200	—					
1401	押切地区事業費（維持管理費・共通地区）	1,300	—	40%	60%			
1402	〃（維持管理費・第6事業区）	2,900	—					
1403	〃（事業費・第6事業区）	200	—					
1404	〃（維持管理費・落合地区）	9,660	—					
1411	〃（事業償還費・水田汎用化地区）			償還完了				
1501	広野地区事業費（維持管理費・共通地区）	2,400	▲300	50%	50%			
1502	〃（維持管理費・黒森地区）	2,800	—	60%	40%			
1503	〃（維持管理費・昭和地区）	4,950	—					
1511	〃（事業費・事業地区）	300	—	50%	50%	（新設）		
<b>■（特別会計）天保大川地区</b>								
0401	天保大川地区共通事業費（維持管理費）	4,670	—	50%	50%			
0402	〃（赤川管理費）	340	—					
0411	〃（事業償還費）	1,290	—					
1102	団体営事業費（松ヶ岡地区土地総）	3,200	▲1,320	30%	70%			
2001	たらのきだい事業費（たらのきだい地区）	1,500	—	50%	50%			
<b>■（特別会計）八沢川地区</b>								
0501	八沢川地区共通事業費（維持管理費・八沢川地区）	1,600	—	50%	50%			
0511	八沢川地区管理費（維持管理費・田川地区）	2,200	—					
0512	〃（維持管理費・上郷地区）	3,000	—					
0513	〃（維持管理費・大山地区）	3,000	—					
0514	〃（維持管理費・馬町地区）	3,500	—					

# 平成27年度決済金

例：住宅や駐車場、資材置場、再生可能エネルギー施設（太陽光パネル）など

## 農地転用手続きについて

農地転用とは、農地を**農地以外の用途に転換**することです。農地転用をする場合は**農地法による許可**が必要となりますので、はじめに市町の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行うようにしてください。

## 転用地区除外決済金について【土地改良区での手続き】

農業委員会に農地転用許可申請を行う際、**【土地改良区の意見書】**の添付を命じられます。**【土地改良区の意見書】**の交付は下記の流れに沿って行われますので、余裕を持った申請をお願いします。

### 「土地改良区の意見書」の申請から交付までの流れ

- ①「土地改良区の意見書」の申請
- ②土地改良施設への影響を地元と協議・賦課金等の決済
- ③理事会・総代会決議又は理事長決裁
- ④転用面積により1週間～最大で6ヶ月程度かかります。
- ⑤意見書の交付及び決済金・手数料等の徴収  
※手数料の詳細は、転用面積により異なります。会計課までお問い合わせください。

### 【申請に必要な書類】

- ・農地転用等の通知（意見書交付申請書）
- ・地区除外申請書
- ※添付書類として必要なもの
- ・農業委員会に提出する計画図面及び書類一式（副本）
- ・各自治会、町内会、水利運営協議会からの同意書

## 決済金について

土地改良区の受益農地から転用地区除外する場合、土地改良法第42条第2項の規定により、組合員は土地改良区に対する権利を失うとともに、義務については**必要な決済（決済金による精算）**をしなければならないことになっています。

◆**必要な決済（決済金による精算）**の対象範囲について…

土地改良事業計画又は施行する国・県営事業等の負担金（分担金）・借入償還残元金、未納賦課金等



土地改良施設の維持管理費

※受益農地が減少しても、土地改良施設（用排水路等）の維持管理費は減少しないため、他の組合員の負担にならないよう、地区除外処理規程第6条の決済金算定基準により決済金を納めて頂くことになります。

農地が**公共事業用地**（河川、道路、学校等公共施設）として買収される場合も同様ですのでご注意ください。

なお、決済金領収書も賦課金領収書と同様に所得税の**確定申告の控除証明書**として使用できます。

対象地区	決済金の区分	1000 当決済金(円)	対象地区	決済金の区分	1000 当決済金(円)
<b>■一般会計</b>			<b>■（特別会計）中川地区</b>		
全地区	運営事務費	18,000	県営赤川・第5-1事業区	維持管理費	46,500
<b>■（特別会計）青龍寺川地区</b>			〃・第5-2事業区	維持管理費	120,000
青龍寺川地区共通	維持管理費	33,000	押切・共通地区	維持管理費	39,000
〃	赤川管理費	24,600	〃・第6事業区	維持管理費	87,000
団体営・西荒屋圃場整備地区	事業償還金	一筆ごと	〃・落合地区	維持管理費	289,800
県営赤川・第1事業区	維持管理費	59,400	広野・共通地区	維持管理費	72,000
鶴西県圃・第3事業区(湯田川)【A】	維持管理費	165,000	〃・黒森地区	維持管理費	84,000
〃・第3事業区(湯田川)【B】	維持管理費	60,000	〃・昭和地区	維持管理費	148,500
〃・第4-1事業区(大泉西)	事業償還費	6,927	〃・事業地区	事業償還費	18,275
〃・第6事業区(京田・栄)	維持管理費	150,000	<b>■（特別会計）天保大川地区</b>		
〃・第4事業区(大泉)	維持管理費	144,000	天保大川地区共通	維持管理費	140,100
大泉・共同地区	維持管理費	12,000	〃	赤川管理費	10,200
〃・岡山地区	維持管理費	15,900	〃	事業償還費	6,334
東郷堰・東郷堰地区	維持管理費	135,000	団体営・松ヶ岡土地総地区	事業償還費	2,527
〃・門前単独地区	維持管理費	180,000	たらのきだい圃場整備地区	事業償還費	113,468
〃・尾花開田単独地区	維持管理費	237,000	<b>■（特別会計）八沢川地区</b>		
〃・成田開田単独地区	維持管理費	24,000	八沢川地区共通	維持管理費	48,000
〃・門前地区基盤整備地区	事業償還費	31,385	〃・田川地区	維持管理費	66,000
<b>■（特別会計）中川地区</b>			〃・上郷地区	維持管理費	90,000
中川地区共通	維持管理費	60,000	〃・大山地区	維持管理費	90,000
〃	赤川管理費	21,600	〃・馬町地区	維持管理費	105,000



## 会計課からのお知らせ

### 賦課金の納付について

#### ☆賦課金納付のおねがい

土地改良区の運営は、受益地の農地から頂く賦課金により賄われております。業務運営、事業等を実施する上で必要な経費ですので、期限内の納付をお願い致します。

都合により納付ができない方については会計課までご連絡ください。

※納期限まで納付いただけない場合…

- ・年7.3%の延滞利息の加算（納期限後1ヶ月以内は、3.65%）
- ・督促状発行手数料[過怠金]の加算（1期1人当り300円）

#### ☆賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください！

【ご利用できる金融機関】

各JA本支所・支店、荘内銀行本支店・出張所、山形銀行各支店・鶴岡信用金庫本支店

口座振替の申請手続きは、本区または各JA本支所・支店でお願いいたします。

#### ☆確定申告の際は…

- ・改良区より発行された賦課金領収書で対応してください。領収書の再発行には手数料がかかります。
- ・賦課金は是認額は、本区全域において賦課金全額が認められます。（別途通知はいたしません）
- ・公共事業関連の一括繰上償還分の是認加算額については通知いたします。

#### ☆賦課金の口座振替納入の方へ！

・本年度より賦課金領収書の発行が年1回12月のみにになります。第1期の口座振替後は発行されませんのでご注意ください。振替の確認は通帳記入にてお願いいたします。

農業委員会での手続きの際には、土地改良区への届出も必要となります！

### 組合員資格得喪届

1. 農地の異動（売買、賃貸借等）
2. 生前一括贈与または死亡による名義変更
3. 農業者年金受給および老齢等による経営移譲
4. 住所等、登録情報の変更
5. 賦課金振替口座の変更

#### 農地の賃貸借をした場合…

■農地を賃貸借した場合、賃借人が賦課対象者となります。

※「水利費は賃借人へ、事業賦課金（償還費等）は賃借人へ」賦課したい場合は【賦課金納入取扱申請書】の届出が必要となります。

#### 早めの届出をお願いします！

※当該年度の処理に関わる届出は、農業委員会への申請許可を経た上で、3月までに行ってください。3月までの届出をもとに賦課台帳が修正され、4月1日現在の台帳地積と組合員資格が基準となります。また、農協受委託等に関わらず、本人申請が原則ですので、受委託者が確定したときは早めに本区へ届出をしてください。

#### 申請場所について。

※必要書類は本区および各JA本支所・支店の窓口、または本区ホームページに準備しております。必要事項を記入のうえ、本区または各JAの窓口まで提出願います。

#### 農地中間管理事業対象者の賦課金の取り扱いについて

平成26年度より農地中間管理事業が導入されました。農地の賃貸借の異動につきましては、従来同様に本区への届け出が必要です。

※農地中間管理事業に係る農地の貸付希望を申し込む際、当該農地に賦課金の滞納がある場合、内部審査により貸付希望の取下げになる場合がありますのでご注意ください。



滞納賦課金のある農地を取得した場合、取得した組合員は滞納賦課金を承継し納付しなければなりませんのでご注意ください。

### 事業償還金利子軽減対策について

#### ～事業償還金地元負担分の利子が軽減されます～

平成21年度より下記地区が事業の対象となっております。事業要件として、経営安定対策加入者への農地利用集積率が一定割合以上増加することとなっておりますので、関係組合員皆様のご協力をお願いいたします。

◆経営安定対策基盤整備緊急支援事業  
(H21～H30迄10年間)

【対象地区】

- 鶴西農圃4-1工区(大泉西地区) ○団体営西荒屋
- かんがい排水事業(天保大川地区)
- 団体営松ヶ岡土地総

会計課 お問い合わせ先 TEL 0235(22)5079

## ◆赤川頭首工に係る水路維持用水 実証調査計画(試験通水)について

### 1・実施期間

4月1日 ～ 4月25日まで

### 2. 水路維持用水の必要性について

本地区の用水路底盤部や側壁部には、冷たくきれいな水を好む赤川地区特有の藻類が繁茂し、通水障害の要因となっています。またこれらがスクリーン地点に堆積すると、土砂やゴミ等も絡まり、通水障害が生じ、溢水の被害も懸念されるほか、ほ場に流入した場合は代掻き等の営農作業に支障を来すおそれがあります。

このため、毎年、かんがい用水の取水前に藻類等の通水障害物を除去の上、水路機能を維持する作業が必要となってきます。

これらの作業は、代掻き用水の供給に支障を与えることのないよう、本格的に通水を開始する前の4月中に行っておく必要がありますが、対象となる用水路の断面が大きく、延長も幹線約50km、支線約140kmと長大であることから、人力等による除去は困難であり、通水障害物除去のための水路維持用水が必要な状況です。

実証調査では、水路底盤から側壁上部まで繁茂している藻類を安全かつ効果的に除去するため、取水量を3段階に分けて水位を増加させ、藻類の除去状況を確認し、適正な取水量を調査しております。

#### ・最大取水量

区 分 \ 期 間	4/1から4/15まで	4/16から4/20まで	4/21から4/25まで
赤川頭首工	15.000 t/秒	20.000 t/秒	32.492 t/秒

※4/26～5/10の代掻き期間についても、現行の水利権内で実証調査を実施します。

## ◆水利権と取水量について

### ○水利権

河川などから取水して使用する権利で管理者の許可を要します。河川法にもとづき、河川管理者の許可により生ずる権利を「許可水利権」、河川法の施行以前の既存の農業用水などは、許可を受けたものとみなされ、「慣行水利権」と称されます。赤川頭首工の取水は許可水利権です。取水量は、季節や時期によってその必要量が異なるため、代掻き期や普通期など期別の権利量が異なります。

#### (1) 許可水利権

期別の最大取水量や年間総取水量等の許可の内容及び取水の条件等は、水利使用規則で定められ、農業用水は10年毎の更新時に必要水量等の確認が行われます。

また、取水に当たっては、取水量を毎日計測し、河川管理者に定期的に報告することになっています。

## (2) 慣行水利権

旧河川法（明治29年公布）施行以前あるいは河川法の適用を受ける法定河川（一級、二級、準用河川）として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利を慣行水利権といい、これについては、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされます。

### ※庄内赤川管内の主な許可水利権施設

#### 1. 国土交通省からの許可水利権施設

- ・赤川 赤川頭首工（当施設の水利使用者は農林水産大臣）、道形揚水機、成田揚水機、大宝寺堰第二樋門
- ・青龍寺川 内川分木工、関口堰、青龍寺分木工、沢田堰、稻生分木工、新斎部分木工、本田分木工、湯野沢分木工
- ・内川 内川第1分木工、内川第2分木工、内川第3分木工、内川第4分木工、内川第5分木工、内川第6分木工、内川第7分木工、道形下揚水機場
- ・苗津川 苗津川取水口（苗津川揚水機場）

#### 2. 山形県からの許可水利権施設

- ・赤川 熊出堰頭首工
- ・藤島川 落合揚水機
- ・大山川 米出揚水機、栃屋揚水機、下興屋揚水機、湯尻川揚水機、下小中揚水機、栃屋堰、四分堰、大明神堰、蓮花寺東堰、下小中堰、友江揚水機、門前揚水機
- ・大戸川 大谷揚水機、火打崎揚水機、川内揚水機、新興揚水機、大戸揚水機、大木堰、町川堰、京田前揚水機、山口揚水機、竹の浦揚水機
- ・矢引川 中沢揚水機

#### 3. 酒田市からの許可水利権施設

- ・袖浦川 十二の木揚水機

## 赤川頭首工の許可水量について

赤川頭首工からの水利権許可取水量は以下のとおりです。

区分	期間	代掻き期	普通期	年間総取水量
		4/26～5/10	5/11～9/15	
赤川頭首工		41.446 t/秒	30.856 t/秒	286,760 千t

この水利使用の許可期限は、平成26年4月1日～平成36年3月31日までです。

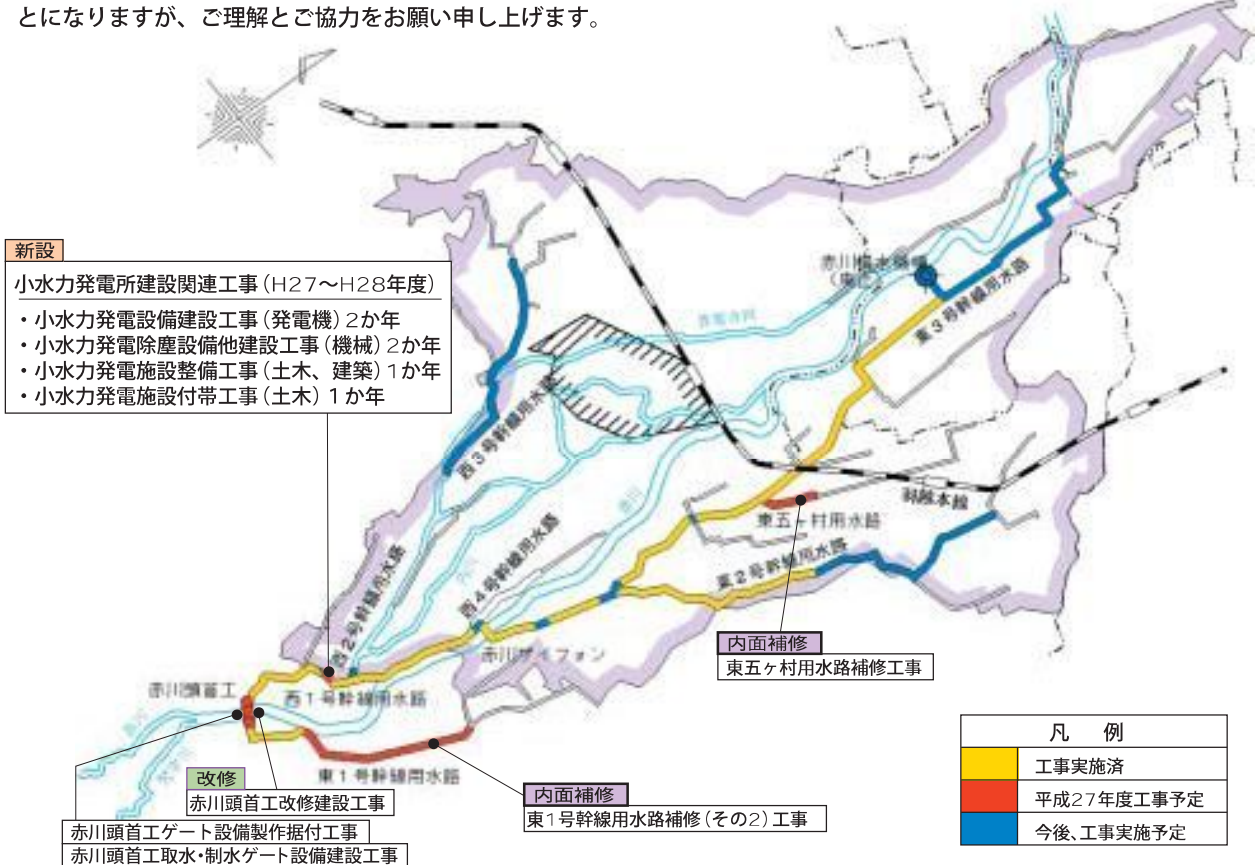


# 国営赤川二期農業水利事業について

## 平成27年度に実施予定の工事について

平成27年度は、前年度に引き続き赤川頭首工の上屋改築工事、ゲート塗替え等の補修工事を実施するとともに、新たに小水力発電所の建設工事、東五ヶ村用水路の補修工事（0.9km）、東1号幹線用水路トンネル部の空洞充填工事（4.2km）を実施します。

工事は一部を除き稲刈り後の10月頃から本格的に実施する予定です。地域の皆様方にはいろいろと迷惑をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



**新設**  
小水力発電所建設関連工事 (H27～H28年度)

- 小水力発電設備建設工事 (発電機) 2か年
- 小水力発電除塵設備他建設工事 (機械) 2か年
- 小水力発電施設整備工事 (土木、建築) 1か年
- 小水力発電施設付帯工事 (土木) 1か年

**改修**  
赤川頭首工改修建設工事  
赤川頭首工ゲート設備製作据付工事  
赤川頭首工取水・制水ゲート設備建設工事

**内面補修**  
東1号幹線用水路補修(その2)工事

**新設 (小水力発電)**

水路の落差を活用した、小水力発電

**改修 (赤川頭首工)**

工事用栈橋、巻上機交換  
ゲート塗装、堰柱補修等

**内面補修**

現況のコンクリート水路を継続して利用していくために、ひび割れや欠損などの内面補修を行います。

4月の人事異動に伴い、新たに6名の職員が当事業所に赴任いたしました。業務に関連して組合員の皆様とお会いする機会もあると思いますので、その際はどうぞよろしくお願いたします

役 職	名 前	前 任 地
次 長	吉岡 裕次	北陸農政局農村計画部
庶 務 課 長	田中 和美	東北農政局整備部
経理第2係長	小寺 広美	東北農政局酒田地域センター
補 償 係 長	村井 寛之	東北農政局整備部
工事第1係長	佐藤 純	東北農政局仙台東土地改良建設事業所
設計第1係員	園田 悠介	農村振興局整備部

◆工事に関するお問い合わせなどは下記までお願いいたします。  
農林水産省 東北農政局  
赤川農業水利事業所  
〒997-0035  
山形県鶴岡市馬場町5番29号  
TEL : 0235-29-1655

☆功績表彰 受賞おめでとうございます



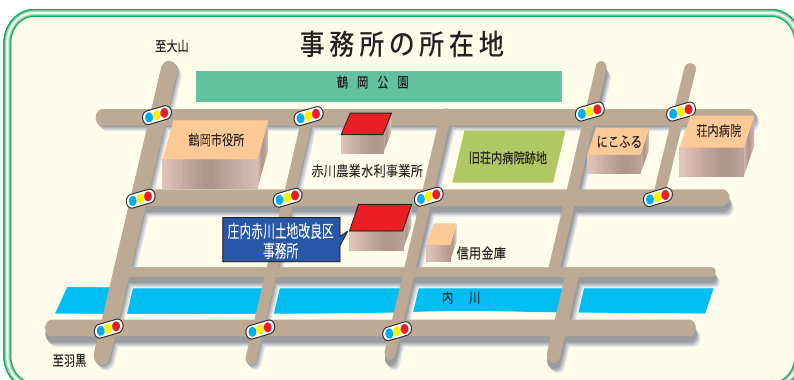
- 【全国土地改良事業団体連合会 会長表彰】  
事務局長 高橋 武郎 氏
- 【土地連庄内支部土地改良功労者表彰】  
理 事 齋藤 悌一 氏
- 【東北・北海道土地連絡協議会 会長表彰】  
総務部長 佐藤 正勝 氏

☆永年勤続表彰 長い間大変ご苦労様でした

- ◎職 員  
進藤 真弥 氏 (前会計課長・勤続36年)
- ◎施設管理人  
小田 實 氏 (山谷揚水機場・勤続35年)  
本間 剛一 氏 (押切第1、第2、第3揚水機場、土口揚水機場・勤続19年)  
宮崎 重美 氏 (中入揚水機場、越中沢排水門、旧越中堰上流・勤続19年)  
佐藤 宏志 氏 (京田第2揚水機場、新形用水路・勤続16年)  
佐藤 勝丸 氏 (京田第4、第5揚水機場・勤続12年)  
板垣 弘 氏 (西3号除塵機・勤続11年)

業 務 内 容

工務部	業務第一課 TEL 0235-22-2477	青龍寺川地区・八沢川地区及び赤川地区共同管理左岸 県営赤川上流地区・鶴岡西部地区 大泉地区・東郷堰地区・八沢川地区 赤川頭首工・大鳥ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かんがい用水取水及び調整</li> <li>・洪水被害対策及び復旧対策</li> <li>・各種土地改良事業に関する事</li> <li>・土地改良財産の他目的使用に関する事</li> </ul>
	業務第二課 TEL 0235-22-2488	中川地区・天保大川地区及び赤川地区共同管理右岸 県営赤川第5事業区・押切地区 広野地区・天保大川地区・赤川用水機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各水利運営協議会に関する事</li> <li>・国営事業関連の調整に関する事</li> <li>・小水力発電事業に関する事 ほか</li> </ul>
FAX : 0235-22-2434 E-mail : koumu@shonaiakagawa.jp			
総務部	総務企画課 TEL 0235-22-2135	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総代会、理事会等に関する事</li> <li>・事務所管理に関する事</li> <li>・人事に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙に関する事</li> <li>・定款、規約等の改廃に関する事</li> <li>・農地維持受託業務に関する事 ほか</li> </ul>
	会計課 TEL 0235-22-5079	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払業務に関する事</li> <li>・出資金及び有価証券の保管</li> <li>・賦課金徴収及び調定</li> <li>・農地の異動に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算及び財務状況に関する事</li> <li>・会計監査に関する事</li> <li>・未収金の督促に関する事</li> <li>・農地転用に関する事 ほか</li> </ul>
FAX : 0235-22-2185 E-mail : info@shonaiakagawa.jp			



ホームページとE-mailをご利用下さい

ホームページには各種お知らせや申請様式等を公開しております。どうぞご利用下さい。

URL : <http://www.shonaiakagawa.jp>  
E-mail : [info@shonaiakagawa.jp](mailto:info@shonaiakagawa.jp)